

分別管理の法令等遵守に関する経営者報告書

2024年6月28日

西村証券株式会社

取締役社長 西村 永良

私たちは、西村証券株式会社（以下「当社」という。）の経営者として、以下に掲げる金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項並びに関連法令・規則（以下「法令」という。）を遵守して顧客資産の分別管理を行う責任を有している。

- ・ 金融商品取引法第43条の2第1項及び第2項
- ・ 金融商品取引法施行令第16条の15
- ・ 金融商品取引業等に関する内閣府令第136条から第141条の3
- ・ 平成19年8月金融庁告示第56号から第58号

私たちは、法令等を遵守するために有効な内部統制を整備し運用する責任を有し、2024年3月31日現在で顧客分別金を信託し、顧客有価証券を分別して管理する責任を有している。

私たちは、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを確かめるための手続を実施した。

この手続の実施の結果、私たちは、2024年3月31日現在において、当社が法令等を遵守して顧客資産を分別管理していたことを表明する。

以上